

大津市北部廃棄物最終処分場運営連絡会設置要綱

(目的)

第1条 大津市北部廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の円滑な運営を図るために必要な事項を協議するため、大津市北部廃棄物最終処分場運営連絡会（以下「運営連絡会」という。）を設置する。

(協議する事項)

第2条 運営連絡会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 処分場の埋立状況の監視に係る事項
- (2) 地元自治会等と締結した協定書に定める遵守事項の履行の確認に係る事項
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 運営連絡会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地元自治会から選出された者
- (2) 市長が指名する市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 運営連絡会の構成員の任期は、2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 運営連絡会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、次条の規定により庶務を担当する所属の長（以下「庶務担当所属長」という。）が招集する。

2 会議は、あらかじめ庶務担当所属長が構成員のうちから指名した座長が進行するものとする。

(庶務)

第6条 運営連絡会の庶務は、北部クリーンセンターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営連絡会について必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される委員会は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 3 月 2 5 日から施行する。